

長野県警察における文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

長野県警察における個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりです。

- 1 文書又は図画（2及び3に該当するものを除く。）に記録されている場合は、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、(3)及び(4)に掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、長野県警察がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により当該文書又は図画の開示を行うことができる場合に限る。
 - (1) 当該文書又は図画（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、(2)に規定するもの）の閲覧
 - (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（(3)に掲げる方法に該当するものを除く。）。この場合において、当該文書又は図画の大きさがA3判を超えるときは、A3判以下の大きさの用紙に分割して複写したものの交付（(3)に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - (3) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の用紙にカラーで複写したものの交付。この場合において、当該文書又は図画の大きさがA3判を超えるときは、A3判以下の大きさの用紙に分割してカラーで複写したものの交付
 - (4) 当該文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- 2 マイクロフィルムに記録されている場合は、次に掲げる方法により開示を行う。
 - (1) 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムをA3判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
 - (2) 当該マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷したものの交付
- 3 写真フィルムに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。
 - (1) 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧
 - (2) 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付